我

小

)|]

鄉

太

郎

前號=緒言--戰時利得稅ノ本質-納稅義務者-

本號=戰時利得ノ算定井ニ課税範圍-発税點-税率—戰時利得稅法ノ施行期間-結論

第四

戰時利得ノ算定幷ニ其課稅範圍

法人利得ノ算定。

テ 戰時利得ハ既ニ述ヘタル理由ニ依リ戰時所得ヨリ平時所得ヲ控除シテ之ヲ計算ス、法人ニアリ ハ其平時所得ハ大正三年七月三十一日以前二年内ニ終了シタル各事業年度ニ於ヲ既ニ決定セラ

_ 得 聤 故二 ŀ タル所得金額ヲ平均スルニ依テ之ヲ得、其戰時所得ハ所得稅法ノ規定ニ從テ之ヲ決定ス、是ガ ョリ控除 ノ間ニ所得ノ因テ生スル基礎ニ變化ヲ生スル 法人利得ノ計算ハ普通ノ場合ニハ簡單明瞭ニシテ何等難問題フ生スルコトナシ、唯平時 スペ キ平時所得 三斟酌ヲ 加 ヘサル ベカラズ、 カ又ハ所得關係ニ激變ヲ生スル 是二於ラ所謂假想的平時所得ノ推定ヲナ 場合ニ 八戰時所 戦

我職時利得税チ論ス(二、完) 第七卷 (第三號 1 = 3 11 11

我戰時利得稅法へ此場合ニ資本ヲ取リ來リ之ニ對スル

一定ノ收益率ヲ以テ假想

ス

ノ必要ヲ生ス、

三四

シテ宜キ

ル

n

₩

ヲ得ズン 的平時所得 戰時利得 ŀ ス茲ニ 一問題上 計算當ヲ失シ課稅ハ不公平ナル ナル ハ收益率ノ定メ方ト資本ノ計算方法ナリト Æ ナリ了ラン ス、 此二者ニ

ノ ト

場合、平時 ラ 平時所得 シテ開戦後 カラズ、 收益率ノ定メ方ニ 我法ニ依レハ ト推定シ、 ニ増減資ヲ行へル場合是ナリ**、**我法ハ前二ノ場合ニ於テ資本ニ對スル ┃ ニ成立セル法人ニシテ其所得絕無ナルカ若クハ過少ナル場合、 第三ノ場合ニ於テハ平時 法人 就 テハ法人ノ假想的平時所得ヲ推定ス ノ假想的平時所得ヲ推定ス ノ資本收益率ヲ戦時資本ニ乗シタルモ ル場合三アリ、 ル場合ヲ區別シテ之ヲ觀察 開戰後 平峙 一成立 = 法人ノ成立ス 割 ノヲ以テ平 ノ金額ヲ以 セ ル 法人 Ł サ

收益率主義。 時所 用 定收益率主義ハ啻ニ第一第二ノ場合ニ適用 ス ル コ ŀ ヲ得べ 定ス、 ト名ケン。 姑の前二場合ノ計算方法ヲ法定收益率主義ト云に最後 シ 現二此主義ニ依レル 平時收益率主義ハ第一并ニ第二ノ場合ニ之ヲ適用 立法例ナキ ス jν = ŀ ヲ得 = 7 jν ラ ノミ ヹ、 ナラズ、 英國 ノ如き是ナリ、 第三ノ場合ニ スル ノ場合ノ計算方法ヲ平時 = ኑ 能 サ 盖 毛 亦之ヲ適 w رد 既 'n = 戰 法

算スル以上へ資本 收益率主義ヲ捨ラ、法定收益率主義ヲ採用スル ŀ スベカラズ、現ニ増減資ヲ行ヘル場合ニ於テモ平時所得ノ絶無若クハ一 ノ増減ヲ行ヘル法人ニ對シテモ同一主義ニ依テ平時所得ヲ算ス ニアラズヤ、(五條二項三號末段)獨リ平時收益率ガー 割未滿 ナ jν 'n =7 ۲ ŀ ¥ 敢 ハ平時 テ不當

前未成立ノ法人弁ニ平時所得

ノ絕無若クハ過少ナル法人ニ對シ

法定收益率主義二

依

(テ平時)

所得ヲ

收 7 盆率 超 ュ . W 割以上ヲ 場合ニ , 有スル ミ法定收益率主義ヲ拾ラ平時收益率主義 法 人ガ増資ヲ 為 ス場合ニ 就 テ考フル ヺ 採 = jν 其增 , 理 資 由 = 7 對 jν ナ シ テ シ Æ 高 更 少 * = 平 淮 ナ 榯 ラ 本 貴族院酒造稅法中改正法律案外四件特別委員會議事登記錄第三號田中源太郎氏質

溡

割

盆率 戰 カ 特利 増資スル場合ニ於テ然 = 依テ平時 得稅 ラ逝 所 脱 得 ス ヲ .)'U 算 ス ŀ リト ıν ኑ w ス ナラン殊 ゕ゙ 故 逋 = 稅 戦 ショ 目的 二戰前比較的 等時所得 ノ為 ハ大ナルモ、 = 小資本ヲ以ラ比較的大ナ ス מונ 增資 平時 ハ鰤ジテ之ヲ避ケ 所得 Ŧ 超過 v ス 收 サ ル ル 盆 7 ~: ヲ ŀ

擧

Ť

≥/

傘

7

力

ラ

ナ

祉

テ

法 却テ之ヲ獎勵ス、不當 Æ 亦甚 シ ŀ 謂 フ ベ シ。

- -

,

ŀ

7 n ŀ 會批

次 == 叉開 戦 後 ノ増資ト 新會社 、設立ド ヲ 對照 ス =, 既設會社

新

ハ 新會社 1 所得

資本金 新 = 事 業 7 = 割 搜 ጉ ŀ シ ス N 舊會社 = 至ラ . 1 所 ナリ、 得 3 ŋ 控除 然 Jν ス = 法 べ

祉 ノ新資本 = 輕 力 稅 ス w _

也

工平時

收

盆率

割

以上

1

Æ

1

=

就

ラ云フ)其結果

八新會社資本

=

重

ク税

シ

戦前

利

盆

3

カ

y

÷

增資

=

濧

ス

jν

J

リ控除

ス

ベ

キ

假

想的

平時

所得

差

~1

ソア

資

本

假想的平時

所得

٨,

割以

Ŀ

۲

ス

n

ኑ

ŀ

ナル

~:

シ、

両者

が間

-

於ケ

jν

不公平

ふ

到底之ヲ

趸

w

jν

_

ŀ

能

...

サ

也 虞°

子:

÷٥

ヵ゜

ŀ

굸

フコ

ŀ

=

就テ

議會二於

テモ屡々詰問

۲

ナリテ現

レ

二九貝 同上 三一頁 三四頁

" *

<u>:</u>0 侬° テロ 脫° 脱れる。

カ 増資が積立金ノ繰替充富ニ依テ行 政府委員ハ之ニ答ヘテ日

說 我戰時利得税チ論ス(二'完)

ハルル場合

ハ資本金額ニ於デ異動ナタレハ、

脱税トナラズ、

増資ガ株主ノ拂込二依テ行

1

第七卷

(第三號

三三

三二五

备

說

合ニ初テ戰時利得税ヲ課スベキノミ脱稅ノ躞ナシト。 場合へ其會社ニ於テ相當ノ利益アルガ爲メト認メサルベカラズ、利益ナキニ構込ヲ爲サシムベキ理由ナシ、 此クシテ増加を

行ハル 然レト n レタル資本ハ運轉セラレ相當ノ利益チ收ム、其利益ハ從來ノ率位ノモノチ推定スルチ當然トス、平時ノ割台以上アリタル場 jν E n æ , æ 亦決シテ少カラサルナリ、 開戰後ノ増資ナルモノハ常ニ必ズシモ相當ノ利益ヲ收ムベキ事業ニ放下スル ノト謂フベカラズ、「プレミアム」ヲ得ンカ爲メニ、又ハ株主ノ歡心ヲ買ハン 政府委員 つ説明 ノ如キハ今日實業界 ノ實狀ヲ洞 察 カ爲メニ シ カ 為二行 Ø ساد ァ æ ıν

ヲ豫期セサルベカラズ、要之増資ノ場合ニ於テモ法定收益率主義ヲ採ルュ穩當トスベ ト云フ 以上ハ資本ニ増減アル場合ニ就ラ論セルモノナルガ、開戦後ニ成立セル法人ニ就テモ亦同 カラズ、 更二戰時利得稅法 ノ成ルヤ、 之ヵ脱税ヲ計ランカ爲ニ増資ノ行 ルル シ。 -7 ŀ

樣

脱稅 ス ハ大トナリ從テ利得額 jν ノ手段ニ用ヒラルル虞ナキニアラズ、 割 F 定 エル が故 = ハ少クナリ、 營業收益ニ比シテ割合ニ多額 終 ニ戦時利得税ヲ課スル 此ノ如キ 法人ニ在リラ ノ資本ト = ŀ 能 ナス場合ニハ、 ٠, サ 假想的平時所得ヲ資本 jν = 至ル 假想的平 べ シ 此 耹 虞 所得 =

若シ此弊ヲ豫防セントセ V ツツアルハ所得稅法ノ缺陥ニ基ケルモノナルガ、 ハ個人組織ノ變更ニ依ヲ成立セル法人ニ 我戰時利得稅法モ亦之ヲ促スコ 對シテハ平時ニ於ケル個人組織 トトナラン、

ノ平均ノ所得ヲ以ラ平時事業年度ノ平均所得ト看做スベキ也。

個人營業組織ヲ會祉組織ト改ムル場合ニ最モ甚シ、個人組織ヲ會社組織ニ變更スル

7

トノ盛

法定收益率ニ就テハ先ツ如何ナル點ニ於テ之ヲ定ムベキカヲ決セサルベカラズ、我國法ハ一割●・◆・

立證セ 富 定ム、思フニソガ當ヲ得タルモノトスルニハ、戦前ニ於ケル普通收益率ガ此程度ニ在ルコト ノ程度 サル ベカラス、之ヲ立法例ニ徴スルニ、英國ハ個人ノヲ七朱トシ法人ノヲ五朱トス、 リス レハ 到底英國ト雁行 スル コト能 ハズ、然レトモ一割ト定ムル ,, 少シク高 我國 *

實際ノ事情ニハ必スシモ適切ナラズ、現ニ戰時所得ニ非常ノ軒輊アルヲ見レハ、平時所得 **次ニ法定收益率ヲ一ニ定ムルコト** ハ、簡明ヲ期スル上ヨリイへハ、當ヲ得タルモ ノナレ 延區

ニシラーナラザルヲ常トスベシ、是ニ於テ法定收益犂ニ等差ヲ設クルノ必娶ヲ生ズ、米國

ラ立法

失スル

-)

ŀ

궁

ハサ

ルベ

カラズ、

例ノ如キ卽チ是ナリ、卽チ米國ニテハ資本金ニ對スル七朱乃至九朱ヲ以テ法定收益率ト爲 時九朱以上ノ收益ヲ擧クルモノニ アラサレ トモ却テ實情ニ適スル Æ -€ · 九朱ノ收益率ヲ以テ之ヲ算ス、少シク繁ニ失スルノ嫌ナキ -謂フベ * 鸠 シ、平

トアルベク或ハ小 トスル _ ŀ 前述ブルカ如シ、然ルニ其資本額ノ計算如何ニ依リラハ、或ハ利得金額ヲ大ニスル ニスルコ トアルベク、稅法ノ運用ニ大ナル相違ヲ來スベシ、 是レ極ラ緊要事

最後二資本金額ノ算定方法ヲ明ニセサ

'n

~:

カラズ、

假想的平時所得ノ算定ニハ資本ヲ標準

,

ŕ

劚 ス ルカ故ニ戦時利得税法中ニ之ヲ定ムルヲ穩當トス、然ルニ我法ハ之ヲ勅令ニ讓レリ(第五餘三項) 귌 三七

我戰時利得税チ論ハ(二/完) 第七卷 (第三號 二七)

誐 我戰時利得税ヲ論ス(二)(完)

大正七年四月四日勅令第六十四號ヲ以ヶ公布セラレタル戰時利得稅法施行規則ハ資本金額算定

問ハス積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ヲ以テ悉ク資本金額ト看做シ、尙合資會社又ハ合名會社 |方法ニ關シテ詳細ナル規定ヲ設ケ(第三條)、拂込金額出資金額各種ノ積立金額其他名義ノ何タル

在リラ借入金アルトキハ其出資金額ヲ超過スル金額ヲモ資本金ト計算ス、只保險會祉ニ於ケル保

險責任準備金及保險支排準備金ハ之ヲ除算スルモノト 的殿ク普通ニ謂フ所ノ會社資本金額トハ非常ノ相違アルヲ知ルベク、寧ロ實際ニ適スルモ ス是ニ由テ之ヲ觀レハ資本金ノ範圍 「ハ 比較 ノト

サルベカラズ。 侚此場合ニ於ラ問題トナル \<u>`</u> 繰越飲損金額、 プレミアム額、 纤二資本銷却額ヲ如何ニ 見ルべ

ス(戦時利得税法施行規則三條二項) 繰越飲損額ハ他日 カト云フコ ト是ナリ。 ノ牧益ヲ以テ之ヲ補填セサル ベカラズ、故ニ資本金額ヨリ控除スルヲ穩當ト

事業年度ニ於テハ收益ノ一部ヲ爲スモノト見ルベク、其後ノ事業年度ニ於テハ積立金繰越金ト同

「プレミアム」ニ就テハ法ハ何等規定スル所ナシ、然レトモ其性質上#り考フルニ、其入り來ル・・・・

視スルコトヲ得ルカ故ニ資本金ト計算セラルベキモノトス、サレハ大正七年後ニ於ラ「プレミ

「アム」ヲ得ルモノハ一先ツ利得中ニ加算セラル ル カ故ニ利得税ヲ支拂ハサルベカラス、ソハ政府

委員ノ公言スル所ト ス、大正七年前ニ既ニ「ブレミアム」ヲ得 I jν Æ 1 ۸, 啻二 利得税ヲ支拂 ザ

ナラズ、 ッ ガ資本金ニ通算 Ŀ ラレ 開戰後增資 八十同 シ結果ヲ 生 ス n カ 爲 三戦 崻 利得 額 ヲ 减

ラ冤ルル

ハ之カ爲

メノミ、大正七年

ノ前後ニ於テ、

此ノ如キ相違ヲ來ス

ハ公平ヲ得タル

,=E

ノト云

利得税ヲ少ク

ュ

w

⇉

ŀ =

歸着ス ベシ、

夫ノ「プレミアム」付増資ヲ行へ

Įν

有名ナル大會社

カ

利得稅

_フ

ベカラズ

也

ענ

N

Æ

年前ニ於ラ過大ノ資本銷却ヲ爲セルモノハ、實際ニ於テ財産ノ隱匿トナリ法ハ之ヲ資本ト 性質ヲ帶フル 減損スル ノ爲ニモ之ヲ非難スベカラズ、倂シ此場合ニ於テモ大正七年ノ前後ヲ區別スベ 資本銷却金ニ就テモ、 ノナリ、 モノヲ ス社會資本 程度ニ伴フヲ要ス、 **補塡スルニ過キサレバ、為ニ會社ノ實資本ヲ増スモ** 그 ㅏ 故二資本銷却金ハ之ヲ資本金額中ニ計算 ŀ ノ減少ヲ來ス ナル ~ 法ハ何等規定ラル所ナシ、只事ノ性質ョリスルトキハ在來ノ資本 ケレ 若シ資本銷却金ガ此程度 べ ኑ ク、資本銷却金 モ後日ノ變動 Ξ. ŧ ガ此程度ヲ 備 スベカラズ、 三及ハ ^ 得 ル 過 J) jv ノニアラズシテ却テ減損ヲ豫防 ŀ 9 ŀ w ŀ 資本銷却金ハ實際固定資本 ナ ŀ * <u>بر</u> リテ、 + ハ 其會祉 ソ 會祉 سنا シ、卽チ大正七 ノ為 ノ基礎 = ÷ ハ危キノ **社會全** 傰 ラ減損 ララ通 金

ルコトナシ、之ニ反シテ大正七年度ニ 丈ハ純益ヲ不當ニ減シ戰時 利 得

鶭

、セサルガ故ニ相當ノ利率ニラ戰時所得

ヨリ控除セラ

jν

テ

過大ノ資本銷却ヲ

の為スモ

ノハ、其實際ノ資本減損額

=

超ユ

jν

第七卷

(第三號

二九

三九

我戰時利得税チ論ス(二、完)

般

ナラ

衆議院所得稅法中改正法律案外 ·件委員會議錄八七頁

訧 我戰時利得税ヲ論ス(二、完)

コトトナルベシ、是レ亦一ノ弊ト謂ハサルベカラズ。

ヲ逋脱スル

二、個人利得ノ算定

|人利得ノ計算ハ法人利得ノ計算ト異り、資本ヲ捉へ來テ其利廻ヲ標準トスル コトヲ

從テ個人營業ニ於テ資本ノ増減アリトスルモ之ヲ斟酌セズ、法案起草者タル政府委員ハ之カ理 個 為サズ、

ヲ説明 フコトハ頻繁三行ハレル、ノミナラズ、當人自身:「當樂者自身が時ニ隨ツテ增減斟酌スルト云フコトが御座イマスカラドウ 個人ノ資本ノ増加ト云フモノハ法律上カラ之チ認定スペキ根據チ有ツチ居リマセヌ、又實際ニ於テモ、個人ノ資本ノ異動ト云 バシテ日

モ 是ハー々其資本ノ異動=對シテ割合ナ附ケテハイカストノ考サ以チマシテ、 是ハ規定ハシマセス。 然レトモ個 人利得ト法人利得トノ算定上ニ此ノ如キ差違ヲ認ムルハ正當ナリトス ベ

カラズ、

殊二開戦後二於テ新二事業ヲ初メタル 7 _ ኑ モノニ於テハ所謂戦時所得 ノ中ョリ相當ニ平時所得ヲ差引

ヲ許ササレバ、公平ヲ維持スルコト能ハス、我法ノ解釋トシテハ此ノ如キ場合ハ平時利得 ノト見サルベカラサルベシ。

ノ絶無若クハ過小(法ハ千圓未滿トス)ナル場合ニハ我法ハ所得金額

ヲ詳ニスル **_** (戰時利得稅法第六條第三項)、何故ニ戰時所得ノ半額ヲ以テ戰時利得ト看做スカ トヲ得ズ、 只認定ト答フル ノ外ナカラン。

個

人利得

ノ算定ニ關シテハ班

ノ如ク資本ノ異動新事業

ノ開始等所得ノ基礎ニ變化ヲ生スル

_r

金額

١ 定ム ナキ

ノ半額ヲ以テ利得 貴族院速記錄上揭、四頁、五頁

ノ理

由

アルモ之ヲ斟酌セズ、從ヲ假想的平時所得ヲ推定スルコトナシ、但シ相續財産ノ所得、山林伐採 ノ所得ニ關シテハ法ハ特別ノ規定ヲ設ク**。** (1)相續財産ハ相續人/所得ニーノ財源ヲ加フルモノニシテ、作用ニ於テ資本増加ト相似タル・・・

所アリ、 = 對スル被相續人ノ平時所得ヲ相續人ノ平時所得ト看做ス、(第六條一項但)正當ノ規定ト評 サレド資本ノ増加トハ異リ明ニ捕捉スル コトヲ得ベキガ故ニ法ハ之ヲ斟酌シ、 相續 Ŀ 財産

カラズ。 (2)又戰時ニ之ヲ存シテ戰前ニ之ヲ缺クコトアルベク、又戰時平時ニ之ヲ存スルモ、其伐採ノ 山林伐採ノ所得ハ年々繰返ヘスモノニアラズ、戦前ニ之ヲ存シテ戦時ニ之ヲ觖クコトアル・・・・・ サル

所得中ニ存スルト ズ、是ニ於テ我法ハ此種ノ所得ガ平時所得中ニ存スルトキハ之ヲ除算シ、大正七年後ノ所謂戰 キハ戰時ノ山林伐採所得ニ應スル平時ノ山林伐採ノ所得ヲ假想シテ之ヲ平時所 リ(戰時利得稅第六條第二項)然ラハ如何ニシテ假想的平時山林伐採所得ヲ推定ス

程度大ニ異ルコトアルベシ、サレハ戦時所得ト平時所得トヲ比較スルニハ之ヲ斟酌セサルベカラ

得

三加

海スル

=

ŀ

ኑ

Ŀ

之ヲ計算スベキヲ定ム(第H條)是レ亦當ヲ得タルモノト謂ハサルベカラズ、只大正三年七月中ニ於 其年分ノ山林伐採所得算出上總收入金額 べ ¥ ŀ 一大フ 戦時利得税法施行規則ハ當該竹木ノ大正三年七月中ニ於ケル見積平準價額 ョリ控除シタル必要ノ經費ニ相當スル ノ金額ヲ控除

我戰時利得税ヲ論ス(二、完)

第七卷

(第三號

竹木ノ見積平準價格 ヲ 定 ムル 9 ŀ 弁ニ之ョリ 控除 スベキ竹木伐採 <u>-</u> 闘ス jν

定

ヶ 'nν 必要經 費ヲ

以上 ŀ 行政官ノ認定ニ屬 所得稅; 法二 依 ÿ 所得 ス jν 梲 カ ヲ課 故 = ス 聘 ~" ች ニ不當ノコ 個 人所得ヲ基礎 ŀ ナキ ヲ必 ኑ シ ラ利 ス ~· 得 力 ラズ。 ヺ が計算 ス n E , ナ N ガ

得稅

Ŧ

課ス

べ

=

所得中

=

計算

乜

ラ

v

ズ

シ

Ť

丽

ŧ

戦時

利得上看做

サ

サ

ル

べ

%

ラ

サ

jν

毛

ァ

y,

船舶

所

叉ハ鑛業岩

ク

_

一關スル

ノ賈却ニ依ル

個人ノ利得是ナリ、

此利得

課

ス

Æ ノヲ假ニ船舶利得稅鑛業利得稅ト名ケン。 砂鑛業 權利若クハ設備 盖シ今回 ノ戦争ニ於テ船舶幷ニ鑛物ノ騰貴 ハ驚クベ

* Æ 1 æ , ۸, ·アリ、 異常 戦 從 眛 テ曩ニ船舶又ハ鑛物採掘業ニ 利 得ヲ得ベキ 7 ጉ 疑ヲ容レ ス 關スル設備若クハ 故二之二特二 権利ヲ買テ後ニ之ヲ他 戰 時利得税ヲ課スル必要アリ 轉賣 ŀ ス ル

۸, -y. 'nν べ ガ ラ ヹ 尤 -E 船舶 叉 ٠, 採鑛 = 뤪 ス jν 營業 グラ為 ス Æ 1 ガ 此種 1 利 得き 得 ル ŀ ŧ 旣 = 所得

鏃 | 業利得税ヲ設 三 加 算 セ ラ v 7 ,v 戦 特利得ヲ計 ٨, 普 通所得 Ï, 中 ス = 加 n 緷 力 故 セ ラ <u>=</u> 船 レ ザ 舶鑛業利得稅 jν 場合タル ~: ヲ ¥ 別 也 = ス (第七條) jν ノ要ナ シ 從テ特別船

額 金額 == 一關ス = 代 ニ稅ス、 jν フ ルニ 必要費ナリト 其魔却價額 同年七月中二於ケル見積平準價額ヲ以テス、 ス 3 大正三年七月三十一日以前ョ 賣却金額ヨリ り控除スベ キモノハ、 大體三所得價額、 リノ其納税義務者ニ屬 但シ鍍業又ハ砂鑛業 設備費、 改良費并ニ取得賣却 スル ニ關ス ŀ ァレ + 權利 取 得價 三就

舶

利得稅鑛業利得稅

۸,

命令ノ定

ムル所ニ依り算定

-tz

ラレ

タ

ル價額ヲ控除

シ

Ø

舶利得税鑛業利得税ハ明ニ差益税ノ性質ヲ發揮スル Æ ノト謂ハサル ~ カラズ。

テハ設備費改良費ヲ缺クコト論スル迄モナシ。(酸時利得稅法施行規則第六條)

是二依テ之ヲ觀レハ、船

第五 殗 稅 點

ナルモノニアリテハ必ズシモ偶然利得ノ純ナルモノヲ捕へ得ルモノト限ルベカラズ、而モ之ニ稅 大ナラズ、且ツ戰時利得ノ平時所得ニ超過スポ額ヲ以テ一應戰時利得ト推定スルモ、其利得ノ小 ハ、悉ク之ニ課税スベク遺漏アルベカラサル也、然レトモ其利得ノ小ナルモノハ擔稅力必スシ ルハ經濟界ノ弱者ニ過大ノ負擔ヲ命スルノ危險ナシトセズ、是カ故ニ小利得ハ死稅 戦時利得税へ 偶然利得ニ稅スルモ ノナル ガ 故ニ荷クモ 偶然利得ト認ムべキ戦時利得 ダニアラ

ラズ、諸國ノ立法例ヲ按スルニ何レモ死稅點ヲ設ケサルハナシ、 我國 |ノ戦時利得税法ニ依レハ個人利得ニシテ三千圓未滿ナルモノハ之ヲ発稅ス、(第六條四項) 船 我國ノ戰時利得稅法 にで亦然

サルベカ

y

ス

舶利得稅鑛業利得稅亦同シ(第七條一項但)

|莬スト改メリ、現行法ハ卽チ是ナリ、所得金三千圓ハ戰時所得ニ外ナラサルガ、之ヨリ平時所得 戦時利得税法案ニハ所得金額三千圓以下ヲ発ストアリシガ、衆議院ハ之ヲ利得金三千圓未滿ヲ

| 粁ニ其二割ヲ控除シテ得ベキ戦時利得ハ比較的低額タルベキナリ、利得金三千圓ハ戦時所得ヨ 我戰時利得税ヲ論ス(二、完)

第七卷

(第三號

論

平時所得幷ニ其二割ヲ控除シタル残額ニ過キサレバ、其戰時所得ハ餘程巨額トナルベキ也、是カ 訛

故ニ議會ノ修正ハ大ニ発稅點ヲ高メタルモノト謂ハサルベカラズ。

Æ 発税縣ヲ高メテ利得企三千圓トシタル結果ハ中産階級以下ニ於テ戰爭ノ間接ノ影響ヲ受ケタル ノバ多ク冤枕セラルルコトトナレリ、之ヲ農業ニ就ラ見ルニ米價ヲ二十五圓トシ一反一石五六

|斗ノ小作米ヲ得ルモノトシ必要ノ經費ヲ控除シテ計算センニ、三干圓ノ所得額ヲ得ル爲ニハ少ク トモ十町以上ノ田ヲ有セサルベカラズ、然ルニ大正元年二年頃ノ米償ヲ二十圓位トシ、 姑 ク經費

カラズ ヲ同一ト コハ素ヨリ粗雑ナル計算ナレトモ亦以テ所得金ヵ利得金ニ改正セラレタル意義ヲ知ルベ シテ考へンニ、三千圓ノ戰時利得金額ヲ得ルカ爲ニハ少クトモ四十町 ノ田ヲ有セサルベ

勝田大臧大臣ハ議會ニ於テ所得金三千圓ト定メタル理由ヲ説ヲ左ノ如ク云へす。

ク趸税點ガ如何ナル階級ニ迄及ヘルカノ一端ヲ窺フニ足ラン。

下ノ多敷ノ者ニエライ預攬ヲ顋クルト云フコトデハナイデハナイカト云フ見當カラ、三千圓ト定メタ次第デアリマス 大正六年度ノ第三種所得税額ノ表ニ攗ルト納税人員約百二萬三干人許リアル中、千圓以下ノ者七十六萬三干餘人、二千圓以下 ノ者十六萬二千餘人、三千圓以下ノ者四千三百餘人、三千圓以上ノモノハ極テ少イ、大體日本ノ國情カラ考へマスト、餘り下

. 偶然利得ヲ得ル少數者ニ訳セントスルモノナレ 然レトモ戰時利得税ヲ納ムル人比較的少シト 心也 テ毫モ憂フルニ足ラズ、蓋シ此税 サレハ衆議院ノ修正ハ却テ當ヲ得タルモ ハ寧ロ莫大ナ

一三四頁 衆議院連記錄上揭、

稅

坙

得税ハ偶然利得ニ課スルモ ヲ増スモ 戦時利得税ニ適用スル ノニアラザレバ、累進税率ヲ適用スルコトヲ至當トス、是ヵ故ニ佛、 税率ニ闘シテハ二主義アリ、 ノニ シテ其利得ノ大ナルニ連レ쨛ヲ重クスルモ之ヲ得タル 比例税率主義累進税率主義是ナリ、 伊、米、 € 1

戰

時利

ノ痛苦

墺、

丁、瑞典、諾ノ諸國皆此主義ヲ採ル、比例稅主義ヲ採ルモノハ英國、 外的ニ之ヲ見ルノミ、我國モ亦實ニ此例外的立法系ニ屬ス。 瑞四等ノ諸國ニシテ極テ例 獨

率主義ヲ採ル國ニアリテハ其最高稅率ハ極テ高ク、 佛國ハ最近ノ改正ニ依り八割ト為シ、 米國

我法ニ依レハ、法人利得ニハ二割、個人利得ニハ一割五分ヲ以テ稅ス (戰時利得稅法四條)、

累進稅

六割ト爲シ獨國 割ヲ以テ税率トス、 ハ五割ト爲シ墺國 戰時利得 ノ大部ヲ没收 ハ四割半 トス、 ス jν Æ ノ ト 比例税率主義ヲ採ル國ニ於テモ モ評 シ得べ シ 丽 Æ 何 V ノ國民 英國 ラ如 モ之ニ 對 八八

テ極テ低ク殆ト日ヲ同フシテ談スルコトヲ得ズ·

我國ノ戰時利得稅

ノ税率

鱎

我職時利得税チ論ス(二/完)

テ異議ヲ唱

ヘサル

. ->

偶々以テ犠牲的精神

如何ニ熱烈ナル

カヲ證スベシ、

我國ノ税率ハ之ニ比

第七卷 (第三號 三五 三三五 ハ斯ノ如ク極テ低シ、然ルニモ拘ラズ、人或ハ之ヲ高キニ過クト爲

ト努ムルモ

訮.

我戰時利得稅チ論ス(二/完)

更一低クセン ノアリ、日ク政府ニシテ大正七年度ニ於テ干八百萬圓大正八年度後ニ於

十議會ニ於テ盛ニ政府ヲ窮追シ、 何トナレ テ三千二百萬圓ヲ得ントスルナラハ、 ハ此率ヲ以テセ ハ一億圓以上ノ收入ヲ得ルニ至レバナリト、 戦時利得ニ對シラ二割又ハ一割半ヲ取ルコ 個人利得ニ一割五分法人利得ニ二割ヲ稅スルノ要ナケン、 此説ニ共鳴スルモ トヲ主眼トス シハ 第四 カ又

・テ金額許リヲアテニシテ法制ヲ作ルベキニアラズ二者ハ實際ニ於ヲ相闘聯ヲ爲ス」ト云ヘリ、

|臨時事件豊歲出入ノ權衡ヲ得サルモノアレハ之ニ適合スルノ法制ヲ作ラサルベカラズ、サレバ

ノ收入ヲ得ルコトヲ主眼トスルカヲ詰問スルモノ頻出セリ、

政

府ハ 之ニ答ヘテ

三千二百萬圓

ス 少シク不得要領ノ嫌ナキ能ハス、思フニ稅率ヲ一割半トシ二割トスルハ固ヨリ獨斷的認定ニ ۱ 雖トモ、 大正七年度ニ於テ一千八百萬圓其後ニ於テ三千二百萬圓ヲ得ント シテ此税率ヲ定ノ 過

タル ŧ ノニアラサルハ明白ナリ、若シ利得税ノ收入ガ多クナリ行カバ、多々益々可ナルヲ見 カ シノ

戰時利得稅 ハ臨時税ナル カ故 ニ臨時事件豫備費ノ支辨ニ充 ッ jν = ት ነ セ w 大正七年度ニ 而シテ之ニ

對スル 於ケル臨時事件豫備费ハ八千四百萬圓ニ達ス而モ今日不足スルコ 十餘萬圓、 收入トシテハ戰時利得稅千八百餘萬圓 借入金二千二百萬圓ヲ計上ス、又臨時軍事費ハ三千三百七十餘萬圓ニ ノ外ニ雑收入二千三百五十萬圓、 ト少カラズト聞クご 前年繰 豫算セラルルモ 入金二千三

之ニ充ツベキ軍資金ハ殆ト借入金及公債募集金ニ仰クコトトナレリ、若シ戰時利得稅ニシテ**孫**築

貴族院速配錄上揭七頁

超過スル巨額ノ牧入ヲ齎ラシ來ラン乎、 臨時事件豫備費幷ニ軍事費支辨ノ爲ニ借入金又ハ公債

|以上ニモ達スベシト豫言シテ政府豫算ノ杜撰ナルコトヲ痛論シテ止マズ、戦時利得稅ノ收入豫算 募集ヲ爲スノ要ナケン、 ラ戰時利得税ヲ起セルモノニアラサルコトヲ悟ルべキ也、而モ是ヲコレ悟ラス、 荷モ豫算ヲ一瞥センモノハ、忽チ一千八百餘萬圓ヲ得ルコトヲ主眼 利得税ハー億圓

税率ヲ低 情ヲ基礎ト 政府 ノ辯明セルカ如ク大正五年度ノ實情ヲ基礎トシテ計算シタルモノナレバ、大正六年度ノ實 クス シァ計算スル戦時利得税 n ノ理由ト爲スベ カラサ ノ收入ハ更ニ大ナルモノト 'n 柜 ナルャ必セリ、 然レトモ之ヲ以テ

ž 是レ 所得税ト全々反對ノ方向ニ走レル ŧ ノナリ、 政府委員ハ之カ理由ヲ説明シテ日 法人

次

二我

法ニ依レハ個人利得ト法人利得ト

ノ間ニ税率ヲ異ニシ而モ前者

ノ率ガ後者ノ率ョリ

モ輕

ニ依ル所得モアレバ之ヲ輕クセサルベカラス、之ヲ其二トス又所得ヲ算定スルニ際シテモ、法人 クルコトナシ、之ヲ其一トス、又法人ハ資本ヲ運轉シテ利益ヲ得ルモ個人ハ資本ノ外ニ個人ノ勞力 二於ラ控除セラルベキ經費ニシテ個人ニ於テ控除セラレサルモノアリ、之ヲ其二トス、三者何レ **増資ノ場合ニ假想的平時所得ヲ算定シテ之ヲ控除シ以テ戰時利得ヲ形** クル モ個人ハ此斟酌ヲ受

法人二寛ニシテ個人ニ酷ナル 然ルニ同一ノ政府委員へ所得税ニ於テ個人ニ累進税ヲ課シ株式會社 ノ嫌アリ、 税率ニ於テ之ヲ矯正セサルベカラズト、此議論 二比例税ヲ課シ個人 一應聽

ク

·ベシ、

計論

餓

我戰時利得税チ論ス(二)、完

第七卷

(第三號

三七

三七

Æ

上揭貴族院連記錄二九頁三〇頁

(第三號

三八

說

酷ニシテ法人ニ寬ナル ノ立法ヲ辯護シテ己マズ、前述ノニツノ理由ノ中ニツハ少クトモ所得税

就テ之ヲ云に得サルベ カラズ若シ論理ヲ一貫セバ所得稅ニ於ヲモ個人ニ輕率ヲ課シ法人ニ

ノ間ニ主義 ブナ -異 v w 72 トヲ , 高調 Ł ント スル ノミ、 何 V

ヲ課セ

サル

~ カ

ラズ、

氽

,、

茲ニ所得税ヲ論

セント

ス

n

ニアラズ、

只我所得稅法上戰時利得稅法

重稅

三於

(テ個

٨

3 ij

カラズ。

ŧ 法人ニ重ク課セル ⇒ ŀ 我立法ノ新傾向ヲ暗示スル Æ , _ ŀ セ シテ之ヲ歡迎セ ⋾ 戰時利得稅法

第七 戦時利得税法ノ施行期間 サル ベ

垂ントスル大正七年四月ニ至ラ初ラ之ヲ行フニ至レリ、從ラ戰時利得稅法ニ於ラ戰時ト云フハ大 戦時利得税へ侚早クヨリ之ヲ行ハサルベカラサリシモノナルガ、我國ハ歐洲大戦勃發後四年ニ

七年一月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ、 正七年ニ初マル也、尤モ法へ此黙ニ關シ法人ト個人トノ間ニ區別ヲ設ケ本法へ法人ニ付ラハ大正 個人ニ付ラハ大正七年分ヨリ之ヲ適用 スト定 7 是カ 故

大正三年八月ョリ大正七年ニ至ル迄ニ得タル戦時 **い過去ニ於テ願ル大ナルモノアリ** シヲ認ムル Æ 利得ニハ之ヲ課 過去ニ溯及スル -12 サ ハ當ヲ得サル 'n 3 ŀ ŀ ナレ -E y_o ノト 是レ タ 戰時

爲メナラン、然レトモ、溯及ハ全然之ヲ認メサル <u>_</u> アラズ、 法人ノ利得ハ大正七年一月一日ヲ含 ۲ ヲ許ササルベカラズ。

事業年度分ヨリ税ストセバ、事實ニ於テ溯及スルモノアル =1

期ニ於テ區 シレニ依り、其他ハ大正七年ノ豫算收入ニ依ル、船舶鑛山ノ賣邽利得ハ大正六年ノソレ 今此規定ニ依テ稅法實施期ノ運用ヲ見ルニ、 山林伐採所得 カト ナル ハ大正六年ノソレ ~ シ<u>′</u> 個 人所得ニ在リテ ニ依り、 外國幷ニ殖民地ニ於ケル法人ノ配當金ハ大正六年ノ ハ田畑所得ハ大正四、五、 大正七年度ノ戦時利得計算ノ基礎タル所得ハ、 六!三年ノ平均所得 依ル、 三依 時

月ョ |度ノ大正六年||月ヨリ初マ 法人ニ在リテハ事業年度ヲ一年トスルモノト半年トスルモノトニ於テ異ル、前者ニ於テハ事業年 ノナ 力 初マルモノ 故 **質際ニ於テハ大正六年八月以降ニ得タル所得ヲ基礎ト** ラ最モ遠ク溯ルモノトス、我國ニ於ケル會社ハ多ク事業年度ヲ半ケ年トスル ルモノヲ最モ遠ク풼ルモノトシ、後者ニ於テハ事業年度ノ大正六年八 シテ戦時利得ヲ計算スル

ነ

•

jν

+

| 戦時利得税法へ戦争終了ヲ限界トシラ之ヲ廢スル ノース、 印ノ日 戰 利 ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ、個人ニ付ラハ其年分限リ廢止ス」ト定ム。 得砚 戰爭終了シラ尚戰爭ノ影響已マサラン平戰時利得稅ハ之ヲ廢スベカラズ! 戦争ノ影響ノ存スル限リ、 之カ爲ニ偶然利得ヲ得ル ノ趣旨二依り、一本法へ法人二付ノハ講和 Æ ノアル限リ之ヲ稅 然ル ス 條約調 我 7 國

Æ

山林伐採所得、 此廢止期ノ運用ヲ見ルニ、個人所得ニアリラハ田畑所得ハ壽和ノ年ノ前三年ノ平均所得ニ依ツ 外國法人殖民地法人ョ リス ル配當金ハ講和ノ年ノ前年 ノソレ ニ依リ船舶鑛山利得

鈥

我職時利得税ヲ論ス(二'完

第七卷

(第三號

三九

四〇

餀

ノ年ノ前年ノソレニ依ル、講和ノ年ノ一部ハ明ニ戦爭繼續シ戦爭ノ影響アル ニモ拘ラズ

ノ十二月迄ニ及ヒ、事業年度ヲ半年トスルモノハ講和ノ年ノ翌年ノ五月ニ迄及フベシ、 之ニ課税セサルコトトナル也。又法人ニ在リラハ、事業年度ヲ一年トスルモノハ講和ノ年ノ翌年 モ亦講和

ハ事業年度ヲ半年トスルモノ多キカ故ニ實際ハ諧和ノ年ノ翌年ノ五月迄ノ利得ガ課稅セラルル 我國會祉

・ナルベ 以上述フル所ニ依テ觀レハ戰時利得税ノ行ハル ッ 相

又法人ノ間ニ於ラモ一年ヲ事業年度トスルモ 相違アリ、 シ、戰爭ノ影響ハ其時期ニ依テ同シカラズ、異レル時期ノ利得ヲ捕フルハ公平ヲ得ルモノト云 事業年度が同シクーケ年若クハ半ケ年ノモノニアリラモ、其初期終期大ニ異ルヲ見ル ノト半ヶ年ヲ事業年度トスル者ノ間ニ於ヲ非常ナル ル期間 ハ個人ト法人トノ間ニ非常ナル 違

フヲ得ズ、戰時利得稅法ハ此點ニ關シ不備ノ譏ヲ死ルベカラズ。

第八

結

稐

戦時利得税ハ戦時ノ要求ニ應シテ産マレタルモノニシラ、我租税史上ノ新記錄ヲ爲スモノナリ

置文ノ出シ通レト云フモノアリト雖トモ、置文ノ出ササルニ優レルコト萬々也、余輩ハ此新立法

ヲ衷心ヨリ歓迎スルニ躊躇セズ、然レトモ其稅法ノ內容ニ至リテハ、脫稅ヲ獎勵スルモノアリ不

公平ノ結果ヲ生スル モノアリ、批難ヲ加 ベカラサル Æ ノ少シトセズ、他日之ヲ改正セサル

續ク限リ戰時利得稅ノ適用ヲ延期シ、戰爭ノ影響已ミタル後ハ戰時利得稅ヲ變シラ正常利益超過 ヲ期待ス、我國ノ租稅立法者ハ此世運ノ進展ヲ洞觀シ、之ニ應シテ此稅法ヲ改造スルコトニ努力 税トナシ以ラ恒久税トナスベキナリ、余輩ハ外國ノ立法カ戰後ニ於テ此方面ニ向テ發展センコト 響已マズ、縱仓戰爭ノ影響已ムニ至ルモ異常ノ利益ヲ得ルモノ極テ多カラン、故ニ戰爭ノ影響ノ 戰時利得稅法ハ戰爭ノ終了ト共ニ之ヲ廢止スルコトトナリ居レトモ、戰爭終了スルモ戰爭ノ影 カラサルナリ。

サルベカラサルナリ。

說

論

我職時利得税テ論ス(二/完)

四二